

大津市一般乗用旅客自動車運送事業者 第二種運転免許取得支援事業補助金 募集要項

交付対象者（補助を受けることができる方）

大津市域交通圏での一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者。
※ただし、1人1車制個人タクシーは対象外とする。

補助対象経費

交付対象者の従業者、もしくは第二種運転免許の取得後に雇用予定の者（以下、「従業者」という。）が道路交通法第84条第4項に定める普通第二種免許もしくは中型第二種免許の取得に要した経費のうち、交付対象者が負担した下記の経費を対象とする。

ただし、補助金の交付対象者が、令和9年3月31日までに負担した経費に限る。

- ・ 道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所の入所に要する経費
- ・ 教習所における第二種運転免許の取得に必要な技能及び知識の教習（正規の教習時間に係るものに限る。）に要する経費
- ・ 教習所に入所後、最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費
- ・ 運転免許試験（再試験を除く。）の受験に要する経費
- ・ その他市長が必要と認める経費

注意事項

- ・ 当該従業者が補助金の申請日以後に教習所に入所して第二種運転免許を取得し、1か月を超えて乗務についていること。

※従業者の乗務についている期間が1か月以内の場合は補助対象外。

補助金額

- ・ 従業者1名あたり120,000円を限度とする。※1,000円未満の端数は切捨て
- ・ 補助金の申請は従業者1名につき1回限りとする。

募集期間

令和8年4月1日（水）から令和8年12月25日（金）まで ※当日必着

詳しくは、大津市一般乗用旅客自動車運送事業者第二種運転免許取得支援事業補助金交付基準をご確認ください。

【申請先・お問合せ先】

〒520-8575 大津市御陵町3-1 大津市建設部地域交通政策課
Tel : 077-528-2736 (9時から17時まで・土日祝日を除く)

補助金の交付申請手続きの流れ

